

『市民が望む政策研究会・会則』または『申し合わせ』

- 1、目的：市民の市民による市民のための市政実現を目指し、市政に対する政策研究、提言、市政の監視、選挙活動の民主化等の活動を行います。
 - 2、会員：前項の目的に賛同する袖ヶ浦市民であれば、誰でも参加することができます。
会員は個人で構成し、本会の目的達成のための諸活動に、可能な範囲で参加します。
 - 3、財政：年間2000円の会費とカンパで運営します。
 - 4、事務局：事務局は活動全般にわたっての事務を取り扱います。
 - 5、年度：年度は4月から3月までとします。
- ★ 付 則 2008年1月31日、例会にて決定